

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

専決第1号

市営西之河内団地敷地内において発生した車両破損事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月11日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方



2 和解の内容及び損害賠償の額

- (1) 令和5年12月6日午前9時ごろ、市営西之河内団地2棟（八幡浜市保内町宮内4番耕地59番地）の外壁の一部が剥落し、同団地敷地内に駐車していた相手方所有の自動車の屋根に接触したため、破損し、損害を与えた。
このため、同自動車の修理損害額の全額を市が相手方に支払う。
- (2) 相手方は、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。
- (3) 損害賠償の額 91,300円

